

告 示

埼玉県告示第千四百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字入谷四百七十一番二、四百七十二番、四百七十三番、四百七十四番、四百七十五番、四百七十六番、四百七十七番、四百七十八番、四百七十九番、四百八十番、四百八十一番二、五百一番一、五百一番五、五百二番一、五百二番五、八百二十三番一、八百二十四番一、八百三十八番、八百三十九番、八百四十番、八百四十一番、字白鳥八百四十八番二、八百四十八番三、八百四十九番二、八百四十九番六、千百五十八番二の一部、千百五十八番三の一部、千百八十五番二の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域

別図のとおり（一の区域と同じ）

別図

